

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年11月25日(2010.11.25)

【公開番号】特開2009-95507(P2009-95507A)

【公開日】平成21年5月7日(2009.5.7)

【年通号数】公開・登録公報2009-018

【出願番号】特願2007-270749(P2007-270749)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 7

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年10月12日(2010.10.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域に向けて遊技球が打ち込まれる遊技盤と、

前記遊技領域に向けて打ち込まれた遊技球に対して常に開口される第1受入口と、

可動部材を有し、前記遊技領域に向けて打ち込まれた遊技球に対して該可動部材が開閉動作したときにのみ開口される第2受入口と、

前記遊技領域に設けられる普通受入口と、

前記普通受入口に遊技球が受け入れられることに応じて普通抽選を行う普通抽選手段と、

前記普通抽選手段による前記普通抽選にて所定の結果が得られたとき、当該普通抽選が行われてから所定時間が経過した後に前記可動部材を開閉動作させる制御を行う開口制御手段と、

前記第1受入口、及び前記可動部材の開閉動作によって開口された前記第2受入口のいずれかに遊技球が受け入れられたことに応じて特別抽選を行う特別抽選手段と、

前記特別抽選手段により前記特別抽選が行われるとき、所定の表示部に表示される図柄の変動表示を行うにあたり、当該変動表示に要する特別変動時間を決定し、該決定された特別変動時間だけ前記図柄を変動表示させる特別変動制御手段と、

前記特別抽選手段による前記特別抽選の結果に応じて、前記第2受入口への遊技球の入球が前記第1受入口よりも容易となるように前記開口制御手段による制御の実行頻度が設定される高頻度遊技状態に制御可能な高頻度状態制御手段と、

前記遊技状態制御手段により前記高頻度遊技状態に制御されているにもかかわらず、前記第1受入口に遊技球が受け入れられたことに応じて前記特別抽選が行われ、該特別抽選にて所定の結果が得られたとき、当該特別抽選が行われる時点での遊技価値を損減させる損減手段と、を備え、

前記特別抽選手段は、

前記第1受入口、及び前記第2受入口のいずれかに遊技球が受け入れられたとき、それら受入口の別に分類して前記特別抽選の実行を所定の特別上限数まで待機させる特別保留手段、及び

少なくとも前記特別変動制御手段による図柄の変動表示が行われていないことを条件に、前記特別保留手段によって待機状態とされている前記特別抽選の1つを待機状態から解除して実行可能な状態とともに、該解除された特別抽選を前記分類された受入口の種類に対応させて実行する特別保留消化手段、を有するものであり、

前記特別保留消化手段は、

少なくとも前記高頻度遊技状態に制御されているときに、前記第1受入口に対応させて待機状態とされている前記特別抽選と、前記第2受入口に対応させて待機状態とされている前記特別抽選とのいずれもが存在する場合は、それら特別抽選の間でいずれが後に待機状態とされたか否かにかかわらず、前記第1受入口に対応させて待機状態とされている前記特別抽選の実行が後回しになるように前記特別保留手段によって待機状態とされている前記特別抽選の1つを待機状態から解除して実行可能な状態とするものであり、

前記特別変動制御手段は、

前記普通抽選手段による前記普通抽選にて所定の結果が得られたものの当該普通抽選が行われてから前記所定時間が経過していないときに、前記特別抽選手段による前記特別抽選の結果に応じて前記高頻度状態制御手段により前記高頻度遊技状態に制御され、且つ、前記第1受入口に対応させて待機状態とされている前記特別抽選が行われるとき、所定の表示部に表示される図柄の変動表示を行うにあたり、当該変動表示に要する前記特別変動時間として、少なくとも前記普通抽選が行われてから前記所定時間が経過して前記可動部材の開閉動作が開始されるまでの時間よりも長い所定の時間を決定する前記特殊変動時間決定手段を備える

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記特別抽選手段は、前記第1受入口及び前記第2受入口のいずれかに遊技球が受け入れられたことに応じて特別抽選用の乱数を取得し、この取得した乱数に基づいて前記特別抽選を行うものである

請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記普通抽選手段は、前記普通受入口に遊技球が受け入れられることに応じて普通抽選用の乱数を取得し、この取得した乱数に基づいて前記普通抽選を行うものである

請求項1または2に記載の遊技機。